二九・一八・九一	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル			A
二九・一八・九九	その他のもの			A
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			A
二九・二一	アミン官能化合物			A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物			A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩			A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩			A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩			A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩			A
	その他のもの			A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			A
二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩			A
二九二二・二九	その他のもの			A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩			A
二九二二・三一	アンフェブラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩			A
二九二二・三九	その他のもの			A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			A
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩			A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	六・五％	Ｂ５	A
	グルタミン酸ソーダ			A
	その他のもの			A
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩			A
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩			A
二九二二・四九	その他のもの			A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物			A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）			A
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物			A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物			A
二九・二六	ニトリル官能化合物			A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物			A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体			A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物			A
二九・三〇	有機硫黄化合物			A
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物			A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）			A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）			A

二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物			A
二九三五・〇〇	スルホンアミド			A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）			A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）			A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）			A
二九・四一	抗生物質			A
二九四二・〇〇	その他の有機化合物			A
第三〇類	医療用品			A
第三一類	肥料			A
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ			A
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			A
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン、抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペン及びアキュアスソリューションを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート			A
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）			A
三三〇一・一三	オレンジのもの			A
三三〇一・一九	レモンのもの			A
	その他のもの			A
三三〇一・二四	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			A
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの			A
	その他のミントのもの			A
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）			A
三三〇一・二九	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの			A
三三〇一・三〇	その他のもの			A
三三〇一・九〇	その他のもの			A
三三・〇二	レジノイド			A
	その他のもの			A
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	九％	Ｂ７	A
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品			A
三三・〇五	頭髪用の調製品			A